

## 令和2年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年5月11日（月） 午後1時30分

2 閉会 令和2年5月11日（月） 午後3時21分

3 場所 総合福祉センター 2階技能習得室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之（会長代理）	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎（農地担当）	4番 林 眞理
5番 河田 直樹	6番 高杉 通夫
7番 佐野 年昭	9番 高田 稔
10番 定井 正雄（会長）	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均（農政担当）	15番 本行 逸

欠席 1人

能登谷 和正

5 出席した農地利用最適化推進委員

難波 末雄	林 修司	林 斉	浅野 信之	小西 安彦
渡邊 則文	植田 忠晴	黒瀬 昭夫	風早 克義	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美

7 議事録署名委員

6番委員 7番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第19号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第21号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第22号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第23号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第15号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第16号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

非常に暑くなってきております。新型コロナウイルスに関しましては、非常に収束を迎えることなく、まだ進んでおりますけれど、東京都におきましても8日間、2桁以下の数字になっておりますし、また岡山でも23人になっております。非常に生活の不安を覚えるところでございます。皆様方も体には十分注意し、コロナに関してはよく注意していただきたいと思っております。

そして、皆様方も色んな年度替わりの会議等におきましても、非常に苦戦をされておるのではないかと考えております。そういうことで、会議等についても注意していただきたいと思っております。

そして、今日会議の前にお話があったんですけれど、今農繁期を迎えておりますけれど、大型特殊免許について、非常に難しくなってきたおるんじゃないかならうかと思えますし、また、取り締まりの方も非常に当然免許というのは大型特殊免許がいるんですけれど、これは幅が1メートル70で高さが2メートル40ぐらいのことですけれども、免許が必要だということで、免許を例えば持っていなかったら、普通車の免許があつて大型特殊が無かった場合には取り消し、イコール50万円の罰金ということで、非常に厳しいんじゃないかならうかと思えますし、また、農業委員会だよりも前回載せてありましたけれど、非常に今までが関心が薄く、もっと教習所自体も時間待ちといいますか、すぐに取りにいけないと。私の所の営農組合におきましても4名ほど聞くのに、この月の13日から予定をしておりますけれど、費用も12万円ほどかかっているということですが、一斉の取り締まりといったところで、非常に農作業に問題が出てくるんじゃないかならうかと心配をいたしておりますけれど、違反はしないようにしていただきたいし、また、安全に農作業をやっていていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より令和2年第5回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の農業委員の出席は14名、欠席は1名で欠席者は能登谷委員でございます。そして農地利用最適化推進委員は9名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

## 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。

## 【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

## 【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いをいたします。

## 【議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第18号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当)

それでは、2ページ1番から。1番北溝手の件につきまして、地元委員から説明をお願いいたします。

(11番委員)

この土地につきましては、●●●のちょうど南側にある土地でありまして、調査の方は、許可申請書のチェックシートで何ら問題ありません。それで、現状水稻の作付けをしており、見ての通り親子間に変わるだけで通勤して作っているような状態ですから、ちょうど●●から●●まで4キロぐらい本人の家からあるんですが、今までもずっと水稻を作付けして、しっかり作ってると思います。そういうことですので、問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、1番、この北溝手の件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

1番を許可することでご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして、2番、宿の件につきまして地元委員から説明をお願いいたします。

(14番委員)

この土地はですね、この譲渡人の父親が亡くなって、土地を、他にも土地があるんですけども

長男とこの長女の方が相続をして、長女の方がこの土地については相続してある物件なんですけれども、実際には長男さんが●●におられまして、こっちに帰って来て一応管理はされていたんですけども、その長男さんが昨年亡くなられて以降、そのまま放置された状態の土地でございます。

この土地には、温室が2棟建っております、全体の土地の約2割ぐらいの所に温室があって、残った所についてはもう不作地になっております。

今回、この譲渡人も全く年齢的にも●●歳ということで●●の方からこちらに来て、農業をするなんてことは全然されておられませんで、この譲受人●●●●君の方です、実際に●●●●君も農業を桃とか葡萄とかを作っておる人間でありまして、この譲受人の方が継続して温室の中に葡萄も植えてあるという状態。管理すればちゃんと葡萄もなるという状況で、購入をして葡萄の栽培をするということで、今回のお話となりました。全く問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、2番は許可されました。

### 【受付番号3番】

(農地担当)

続きまして、3番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

譲受人の●●●●さんは、今受ける農地に非常に近い位置にありまして、100メートル少々ぐらいの所でございますけれども、●●さん自身が非常に農業に励んでいます。ですので問題ないと思いますが、植田委員の方から詳しく説明をお願いいたします。

(植田委員)

私の方から特別付け加えることは無いんですが、現地の確認、あるいはその他確認しました。何

の問題もございませんので、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、3番は許可されました。

#### 【受付番号4番】

(農地担当)

続きまして4番、岡谷の件でございますが、これは4番、5番、6番と一括いたしまして地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この譲渡人の●●●●さんは、昨年父親が亡くなった関係で、この土地を全部相続しましたが、当人は●●に住んでおられて、こちらの山手の方に帰ってくる予定は全くないということで、現在この土地につきましては、それぞれ相對契約であるとか利用権を設定しての契約であるとかいうことで、それぞれ耕作をしております。そういった方に土地を譲渡したいということで、今回申請となりました。案件につきましては、全部で8件あります。今回の3件ですけれど、来月また5件出てくる予定になっております。内容につきましては、それぞれ現在耕作をされておられる方が購入されるということでございますので、問題はないと思います。詳しくは推進委員の方から申し上げます。

(風早委員)

14番委員が言われた通りで、その他目新しいことは無いんですけど、まず4番目の●●●●さん。この人は、お母さんと2人で農業をやっておるということで、●●さんという人は会社に勤めて、休みの日には母親と百姓をやっておると。それから●●●●さん、この人は前回農業委員をされて、現在は熱心に農業をやられておると。それから●●●●さん、この人は84歳と年なんですけど、割と頑固で子供はすぐ隣におるんですけど自分一人でやれるところまでということで今や

っております。この3件について、地元としても全く問題ないと、これが処分できれば荒廃地も不  
作地も防ぐことができるので、ぜひともよろしくご審議願います。

(農地担当)

これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

4番、5番、6番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号7番】

(農地担当)

続きまして、7番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この土地は、数年前まで近くの人が耕作しておりましたが、亡くなられてここ何年間、荒廃地と  
なっておりました。この度●●さんとお話ができ、現在はきれいに整地されて良いように耕作もし  
ております。地元としては何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

浅野推進委員、何か補足がございましたらお願いします。

(浅野委員)

何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。



(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番，9番】

(農地担当)

続きまして8番，井尻野の件と，9番，井尻野の件，関連がございますので，一括審議とさせていただきます。

(3番委員)

まず，8番，井尻野の案件でございます。これは受人の方のご自宅の目の前の農地でございます。さらにその目の前の今回の当該農地の向こう側が受人家族が所有している圃場となっております。さらに，従来より小作を続けておましてこの度，贈与という形になっておりますが，実際耕作等が何か変わる訳でもございません。地元として問題ないと考えております。続きまして，9番，井尻野の件でございますが，これは井尻野，●●の入り口の●●●の黒尾線を挟んですぐ南に隣接する農地でございます。非常に小さい農地ですが，ちょっと前，同じく3条で出てきた同じ方の同じ受人の案件があるんですが，その農地と実際は引っ付いておまして，一体利用されておる田でございます。ここにいたしましても従来小作をされておりますので，何ら営農が変わるものではございません。ちなみにこの8番，9番の受人でございますが，親子関係でございます。営農状況等を確認しましたが，果樹と水稻をしておまして，息子さんは水稻作もお手伝いもされておりますので，地元として何も問題はないと考えておりますので，よろしくご検討をお願いいたします。

(農地担当)

はい。それでは，これらの件につきまして何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは，採決いたします。

8番，9番これらを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め，これらは許可されました。

【受付番号10, 11番番】

(農地担当)

続きまして10番, それから関連がございます11番, とともに秦の件, これらを一括審議とさせていただきます。それでは, 地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

この土地は, ●●●●の東にあり, 幹線道路より少し西に当たります。三年前から野菜を栽培されていましたが, ここで双方の要望によりまして譲り受けたいということで申請されています。●●●●●●●●さんは, 農業に対してすごい熱意を持っているので, 地域の農薬, 水利等の使用に關しましては調整に努めておられます。ですから何ら問題はないと思いますので, 審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

これらに關しまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは, 採決いたします。

10番, 11番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め, これらは許可されました。

以上で, 議案第18号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第19号 農地法第4の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に, 議案第19号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

(主査)

【議案第19号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当)

それでは、1番、種井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

現地調査を5月7日に定井会長、秋山農地委員、本行委員、それと黒瀬推進委員と植田推進委員それに私と事務局の7人で回りました。1番の件ですが、状況は東側が宅地の石垣、西側は畑、南側は道路、北側は畑となっております。周りが畑の状態でありますので、転用しても何ら問題はな  
いと思われ  
ます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この●●さんの墓地申請については、現在が遠い所にありまして、非常に不便だということで本  
当に目の前に墓地を作りたいということで、申請をしております。詳しくは、黒瀬委員の方から説  
明をお願いいたします。

(農地担当)

黒瀬委員お願いいたします。

(黒瀬委員)

この件に関しましては、別段補足はありませんが、現地調査も地元委員さんの説明通りで、あま  
り補足することはありません。支障ありませんので、よろしく願  
います。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しな  
い農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

#### 【受付番号2番，3番】

(農地担当)

続きまして、2番、それから3番、関連する案件でございますので、これも一括審議とさせていただきます。それでは、2番と3番、ともに福谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この件は、東側が道路と宅地で、西側は田んぼ、南側も宅地、北側が田んぼになっておりまして、一部に物置と離れのような家が建っております。周囲の影響は無いと思われまして、

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

現況は、この現地調査の通りであります。用水、排水に関しましては、現在ある自宅の柵に流す予定であります。日照、通風に関しましては、物置は高さ3メートルあるものと、それ以外のもので、周りへの通風、日照には何ら問題ありません。土砂の流出に関しまして、申請地と隣接地の境界部分にはコンクリートブロックで土砂の流出を防いでいます。総合判断といたしまして、昭和48年に売買を済ませて宅地以外の農地の部分に建物を建てて使用されていましたが、この件については始末書が出ています。

この度、スレートの物置を建てるとのことなので案件が出ています。何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それともう一件の墓地の件ですが、雨水、排水については自然沈下で行うそうです。土砂の流出等は、申請地と隣接地の境は現状のままです。墓地の造成に関しましてはブロックを2、3段つき、崩壊により土砂が流出しないように心がけるといことです。

周りへの影響については何ら問題ないと思います。総合判断といたしまして、一昨年大雨により墓地が崩れ、この度、高齢のため自宅の隣の土地にお墓を建てたいという案件です。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

ご報告にもありましたように、2番の物置の件ですが、既に物置が設置されており今回始末書が提出されております。これは3番の墓地の申請に当たりまして調査をしたところ、手続きが出来ていないことが判明したものです。農地区分ですが、2件とも概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。

例外規定として、集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

2番、3番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号4番】

(農地担当)

続きまして、4番、岡谷の件でございますが、8ページ、5条の5番、同じく岡谷の件これと関連がございますので、一括審議とさせていただきます。これらの件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この件は、東側が水路と道路、西側が田んぼ、南側が道路、北側が宅地と5条申請が今ので出ている並びであります。5条の方で出している方が、同じようなことで水路と道路、西側が田んぼ、南側が今の4条の申請に面しております。それで北側が宅地。これは4条の方の道路が狭いということで、そこに広げて宅地を申請になっております。周りへの影響はないと思われま

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

周辺につきましては、現地調査の通りでございます。まず、5ページの4条申請の部分につきましては、将来的には市の方に寄付をして、市道にするような形での申請内容でございます。

それから、8ページの5条申請の方につきましては、実際に宅地として建てる家につきましては平屋の家を建てるようなことで、周辺への影響は無いものと考えます。詳しいことにつきましては、推進委員の風早さんからお願いしたいと思います。

(風早委員)

4条の方の道路拡張、これは現地を見られた方はよく分かると思いますけど、非常に細いといえますか、乗用車がやっと通れるくらいで、自分の所の屋敷を挟んでの田んぼとなりますので、できるだけ人を通さないような、石を置いたりしてやっていたところです。宅地とするためには道路を拡張しないと使い物にならないということで、これは申請をしてきております。5条の申請の件ですけど、計画書によると、雨水とか日照、その他もろもろ影響なしということで判断をいたしております。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

4番及び8ページの5条の5番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第19号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第20号 農地法第5の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第20号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

(主査)

**【議案第20号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

#### **【受付番号番1】**

(農地担当)

それでは、7ページ1番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この件は、東側が道路、西側が水田の残地、南側も残地の水田、北側が道路であります。周りの影響は、自分の田んぼですので問題はないと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この土地は、もう長年耕作放棄地となっておる土地でございます。この周辺への影響につきましては、用水につきましては、他の土地については用水の水路がちょっと違いますので、全く影響がないと思われまます。排水につきましては、雨水は柵に溜めて道路の東側に水路がございますので、そちらの方に流すということで。生活排水につきましては、下水道が通っていますので下水管の方に流す、ということで問題は無いというふうに考えます。

通風、日照につきましては四辺が道路ということでございますので、これも問題が無いということで。造成等につきましては境界部にブロック壁をつけて対応するというので、土砂の流出も無いというふうに考えます。

今回の申請、転用につきましては問題は無いというふうに考えますので、よろしくご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。



【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして、2番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この件は今まで順番に宅地化してきたところでありまして、最後に残った一画であります。東側が田んぼ、西側が市道と進入路、南側が宅地、北側も宅地となっています。転用しても何ら問題は無いと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この譲渡人は農業が出来る状況にも無く、先程の現地調査の報告がありましたように、所有する農地は分筆をしまして、転用というか、残った農地が今回転用にかかっているということです。地元としては問題ないと聞いておりますが、詳しくは推進委員の林さんの方からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、林委員をお願いいたします。

(林委員)

今説明があった通りで、東が農地、南北が住宅、西が道路になっております。最後に残された土地でありまして、地域の迷惑にかからないような形でされますということで、聞いておりますので何ら問題ないと思えます。よろしく審議のほどをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、2番は許可されました。

### 【受付番号3番】

(農地担当)

続きまして、3番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この件は、東側が田んぼ、西側は今度付ける進入路と市道、南側が宅地、北側も宅地になってお  
りまして、西側が残地が残っているということでありまして、転用しても何ら問題は無いと思われ  
ます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

現況についてはちょっと訂正したいと思います。東側は宅地になっております。あとは西が残  
りの部分の田んぼ、南が田んぼで、北側も宅地です。通路として使用部分に残しているんでしょ  
うけど、多少田んぼの部分が残っておりますけれども、そういう状態です。用水については、影響  
が無いようです。排水については、雨水は沈殿槽、生活排水は合併浄化槽を設けて、既存の排水路に  
直接流入させないようにするそうです。建築物の高さが7.8メートルということと、極力支障の  
ないように留意するという。それから、土砂の流出についてはコンクリートブロックの擁壁を  
設けて土砂流出を防ぐということを聞いております。総合的判断としては東と北が宅地、それから  
西側に残りの田んぼ部分がありますが、これは既に区画されているんです。作付けの意思が無いと  
思われます。南側の田んぼも、将来的には宅地化する予定のように聞いておりますけれども、現行  
耕作する上で給排水等、問題ないと思われますので、総合的には何ら支障がないと思われますので、

よろしく審議のほどお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、3番は許可されました。

#### 【受付番号4番】

(農地担当)

続きまして、4番、富原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、県道に面した土地でありまして、●●●●●の裏側の土地になるんですけども、東側は宅地、西側は畑と●●●の堤防、南側は駐車場、北側は県道と水路が通っております。間に雑種地と原野が挟まっておりますけど、これ一体を開発するような予定になっております。周囲へは問題ないと思われまます。

以上です。



これ、残った土地はどういうことになるのでしょうか。

(農地担当)

事務局から説明をいたします。

(14番委員)

この12-1の原野なんかどこから入るのかなと思うんですけど。

(主査)

今回議案に上がっているものは農地だけでございます。この中へ、原野とか雑種地とかが含まれていますが、事業としては一体として計画されております。

(14番委員)

はい。分かりました。

(農地担当)

他に何かご質問はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決に入りますが、この4番、富原の案件は面積を合計しますと6,412平方メートルと大規模なものになりますので、農業会議の諮問にかかるようになりますので、ご了承下さい。

採決いたします。

4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4番は許可されました。しかし、ただいま申しましたように、農業会議へ諮問しますので、許可日といたしましては農業会議の答申を受けた後となりますので、よろしく願いいたします。

#### 【受付番号6番】

(農地担当)

続きまして9ページ、6番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、東側が市道、西側と南側が原野になっておりまして、北側に川が流れております。現在は、蓮華が生えている状態になっております。詳しくは、地元委員であります推進委員の渡辺

さんの方から説明していただきます。

(農地担当)

渡辺委員お願いいたします。

(渡辺委員)

先程、1番委員からご説明ありましたように、北が川、南が原野で、今太陽光を設置しております。また、西においても原野で太陽光設置ということです。東が市道で道があります。この田んぼは単独の一枚田ということで、周りの影響的なものは無いということでもあります。そして、今の借主からの利用目的が残土として置きます、ということがございます。北側が川でありますので川に流出しないように1メートルほど引いて残土を置くという状況で、影響的なものは一切ないというように思っております。単独の一枚田ということがございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号7番】

(農地担当)

続きまして、7番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、東側が宅地、西側が水田、南側が宅地で、北側が水田になっております。今現在●●●●の北側に当たりまして駐車場として転用されるようですので、問題は無いと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員から説明をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地の場所ですが、●●のポンプ場の東当たりの、新しい道、●●●●とかが出来たあの道沿いでございます。その道に面してございます●●●●●●●●●●の店舗の真裏といいますか北側の農地が当該農地で露天駐車場としての申請でございます。概況といたしましては只今現地調査の報告にございました通りであります。詳細につきましては難波推進委員が仰るということですので、よろしくをお願いいたします。

(難波委員)

只今のご報告の通りであります。この土地はもう10数年、20年近いですかね、何も作付けされていない土地でして、この●●●●●●●●●●という会社が車を保管する駐車場にしたいということでこの度両者の話がまとまったということで、先程、北は水田と言われましたけど、道と水路ともにあります。それと、土砂の流出については、隣接地との境界にはコンクリートブロックで土留めを設置しまして、表面はアスファルト舗装をするということで、土砂の流出が無いようにするという事です。雨水は沈殿柵を設置して集水して水路へ流すということで、建築物は無く、駐車場ということで、周りの田への影響は日照、通風、用水ともに問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(2番委員)

すいません。よろしいですか。

(農地担当)

はい。

(2委員)

この●●●―●と●●●―●というのが小さいのが残っているんですね、これ。これ、地主が違  
うんですね。番地が違うから。

(主査)

そうです。

(2番委員)

この●●●―●は何もいってないわけじゃな。

(3番委員)

9-7の地図で今ご質問のありました当該農地の上の●●●―●で、筆が分かれておるんですけ  
ど、難波さんこれ、上の田んぼと一体になってるやつじゃないですか。

(難波委員)

コンクリートの境が出来ておるんですけど。

(3番委員)

その部分、ですよ。

(難波委員)

だから恐らくこれは、北側の●●●―●ですか、あれと一体になっておる。

(3番委員)

田んぼ1枚のもの。

(2番委員)

これだけ残っているから。すいません。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、7番は許可されました。



以上で議案第20号の審議は全て終了いたしました。

### 【議案第21号 農地転用事業計画変更承認申請について】

(農地担当)

次に、議案第21号農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号1番】

(農地担当)

今回、事業計画変更承認申請でございますが、11ページをご覧いただきまして、変更といたしましても備考欄がございます、工期の変更のみでございます。従いまして、農地計画、構築物等に変更は無いようでございますが、地元委員といたしましてのご意見等ございましたらお願いいたします。

(7番委員)

この案件につきましては、当初が2年前に計画が承認されており、昨年、工期延期で1年間の変更を承認いただきまして、今回2回目の工期延期となります。現在は造成工事が途中で止まった状態になっておりまして、現在、申請人と施工業者とで協議をしておる最中でございます。そういう事で工期延期の申請が出ておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

(農地担当)

事務局、補足がございますか。

(主査)

特にないです。

(農地担当)

ないですか。

それでは、今、地元委員さんからの説明ございましたが、何か質問ございましたらお願いいたします。

(4番委員)

ちょっとよろしいですか。

(農地担当)

はい。

(4 番委員)

工期の変更はこれ、一時転用で3年の範囲内で最初出ていたんですかね。

(主査)

これは一時転用ではなくて、恒久転用で申請が出てます。

(4 番委員)

工期の変更って言うのは、何回でも繰り返し出来るんですか。

(主査)

特に何回までという制限は無いんですけど、この件につきましては、さっき7番委員からも説明があったんですけど、1件目は災害ですね。西日本豪雨で業者の事情によること。今回も業者との調整中で、やむを得ない事情ということで申請がありましたので。

(4 番委員)

そうですか。

(主査)

必要な手続きはされていますので、問題ないかと思います。

(4 番委員)

はい。分かりました。

(農地担当)

他に何かご質問ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、よろしければ、このまま原案通り承認といたしますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認といたします。

**【議案第22号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】**

(農地担当)

続きまして、議案第22号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局よりお願いいたします。

(主査)

【議案第22号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当)

13ページ、用途廃止申請、2.29平方メートル、非常に小さい面積でございます。これにつきまして、林推進委員、11番委員がお調べいただいておりますのでお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、林委員さんが先に確認してくれまして、その後確認しました。これは、4月に5条としてこの土地の一部が5条申請が出ておりました土地です。コンクリートにずっと囲まれ、少し荒地になっております。東側が接続する土地で、南、西、北の部分はもう道路に面しております。確認したところ、何ら問題は無いと思います。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当)

それでは、林推進委員、何かございましたらお願いいたします。

(林委員)

この道路につきましては、ちょっと補足をさせていただきます。このちょうど用途廃止部分の所にですね、2.29の所にブロックもついてありまして、電柱もあります。これが市の部分で、これは昔の里道ですね。3尺道路の里道的なものの通路しかなかったんです。それを軽四のトラックが通れるくらい広くしてですね、この●●さんの土地、●●●-●の前、南の方はですね、全部●●さんが寄付されて、そこを道が通るようになっていたんです。それでこの2.29をたまたま市の方の部分と自分の用地を勘違いされて、そこへブロックをついたというような状況で、現状もうブロックの中に入っております。ですから、差し当たって何も問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当)

只今、両委員からご説明ありましたが、この件につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

事務局，補足がございますか。

(主査)

特にないです。

(農地担当)

ご質問等なければ，この用途廃止申請に伴う意見につきまして，周辺営農上，用途廃止を行っても問題ない，と回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは，問題なしと回答させていただきます。

### **【議案第 2 3 号 農業振興地域地域整備計画の変更等について】**

(農地担当)

次に，議案第 2 3 号農業振興地域整備計画の変更等についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第 2 3 号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】**

### **【受付番号 1 番】**

(農地担当)

今，事務局から説明ございました農振地域の整備計画の変更でございますが，先日運営委員の方で現地調査をしております。

私から説明させていただきますが，総社の 1， 2， 3， 山手の 1， 清音の 1， 2， 3， とともに農振から外しても問題は無いという案件ばかりでございました。ただ，先程事務局から説明がありましたが，清音の 3 番につきましては，別添の地図を見てもらえればいいんですが，農振とは言いづらいような場所ですので，農振を除外することには問題は無いのでございますが，当初，非農地で申請が上がってございましたが，運営委員で現地確認した時には作付けがされておりました。ですので，先程事務局の説明にありましたように，所有者の意思確認はこの農振除外の後に確認をしようと考えております。

(2番委員)

すいません。その3番の件についてですね、ご覧になったのは手前の土地をご覧になって、奥はもう雑木が生えているので、この土地には入る道が無いという本人の言い様でございますし、できれば●●に買ってもらいたいというくらい、どうにもならない土地だと言っているんです。

(1番委員)

雑木はきれいに切ってて、野菜じゃない、カボチャか何か植えてます。

(2番委員)

そうなんですか。

(農地担当)

本当にきれいに切っておられたんで。本当に一番奥の土地。

(2番委員)

奥で、一番奥で。

(11番委員)

三角のような。

(2番委員)

そうそう、三角の、どうにもならん、道が無いって言ったんで。

(農地担当)

ものすごく頑張って刈った跡が。カボチャか何か植えてました。

(2番委員)

じゃあ一回本人に確認しますけど。

(農地担当)

ただ、やっぱり農振は外していい所だろうと思います。

(2番委員)

はい。それはもうどうにもならないっていう事で。あそこまで●●がしたのなら、あの土地もついでに買ってくれりゃあええのに。もうにつちもさつちもいかん土地だっちゃうて。

(農地担当)

ちょうど●●●と●●●に挟まれて残ったような農地。確かにどうしようもない。

(2番委員)

見た時は雑木が生えとったんで。

(農地担当)

頑張って切ってました。

只今申しましたように、運営委員で確認したところ、農振除外に問題は無いと考えておるのですが、それぞれの地元の委員さんも含めまして何かご質問がございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

問題なければ、この農振の整備計画の変更といたしまして、農振除外の検討委員会が明日行われますので、そちらの方へ農業委員会としては問題なしという形で承認としていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。特に何もご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

無ければ原案通り承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、総社の1, 2, 3番, 山手の1番, 清音の1, 2, 3番, これらを原案通り承認いたします。

#### **【報告第15号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告第15号について事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

#### **【報告第15号 報告書について朗読】**

(2番委員)

いいですか、一点だけ。

(農地担当)

はい。

(2番委員)

例えば15号の3番の備考の中に、永小作権と載ってますね。この永小作権は戦前からの小作権ということでしょう。その場合、返した場合に50パーセントは貰えるとか貰えないとか言うんですけど、その辺はどんなんでしょうか。

(主査)

それは小作を返す場合ですね。そういったご相談は時々あるんですけど、特に決まったものはないと思います。結局は当人同士のお話し合いになるかと思えますし、補償する方もいればされない方もいると聞いております。地域の慣習とかそういったものもあろうかと思うんですけど。

(2番委員)

いや、もめた場合、何かそのあれが無ければと思うんですよ。

(3番委員)

一番直近でもめた案件が、うちの身内でございまして、その意見として、確かによく50パーセントと言うんですけど、今ここ何年かで色んなところで離作補償の裁判がある中で、結局落ち着いたのが、15年分のその農地で採れるお金、米をやっていると米の15作分、葡萄だったら葡萄の15作分というのが一番近い判例であったので、その辺で落ち着きました。土地評価の半分とか3分の1というのは近頃行われていないことが多いらしいです。ので、話が上手く行かずに、例えば訴訟とかになった場合は恐らくそういう、多分その15年、20年というのが権利が生まれる年数だと思うんですけど、その年数分のそこで採れた金額ということになるらしいです。

(2番委員)

現在言われるのは、戦前だからね、だから15年分じゃないですよ。それで百姓辞めて返すけえ、半分ちゅう言い様がちょっとね。

(3番委員)

なかなか難しいみたいです。

(2番委員)

だから、人的な土地の慣例に従えとかなんとか言うあれもあったんだけど、現在どうしたらいいのかなと、相談を受けた場合。

(3番委員)

あったのは、例えばここから先もそこを作れとるはずだと。いうことでじゃあ辞める分、ここから先15年分をもらうとか、そういう形で落ち着いたみたい。

(2番委員)

はい、すいません。また相談します。

(3番委員)

あくまでも一例です。

## 【報告第16号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

続きまして、報告第16号について説明をお願いいたします。

(主査)

### 【報告第16号 報告書について朗読】

## 【報告事項】

(農地担当)

24ページは、その他報告事項となっております。ご覧ください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、5条の4番、富原の件につきましては、農業会議の諮問に付し、許可意見の答申を受けたものにつきましては速やかに許可証を交付といたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が11件、4条関係が4件、5条関係が7件でございました。

また、農地転用事業計画変更承認申請について、原案通り承認といたしました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺営農上問題なしといたしました。

また、農業振興地域整備計画の変更について、承認といたしました。

以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3付議事件を終了いたします。

休憩はどういたしましょうか。

(委員)

続行してください。

## 【日程第4 その他】

(会長)

続行いたします。日程第4のその他に入ります。

「令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、私から委員の皆様へ報告いたします。

お手元にお配りいたしております資料をご覧くださいと思います。第3回総会時に委員の皆様に対しまして、運営委員会で活動計画等を作成するにあたり、意見等があれば運営委員会委員へ意見等をお願いしておりましたが、委員の皆様から意見等はありませんでした。

活動計画等を作成するにあたり、4月27日に運営委員会を開催し、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を運営委員会で作成しましたことを報告いたします。



では、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」事務局から、説明をお願いします。

(主任)

【令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明】

(会長)

委員の方から、意見等はありませんか。

(4番委員)

ちょっと質問ですけど、一番最初のページの所の面積のことを尋ねるんですけど、耕地面積が2,420ヘクタールでその下の経営耕地面積というのが、1,371ヘクタール、これ農林業のセンサスに基づいた記入ということになっておるんですが、この差額というのはこれはセンサスの対象であるかどうかの違いで出てきたことですか。

(主任)

2015年に調査をしている数字なので、そこからの開きがどうしても出てくるようになります。

(4番委員)

農業センサスというのは、対象は田んぼの数がいくら以上の方が対象になっているんじゃないですか。その関係でこの差額が出るとるんですかこれは。

(14番委員)

そもそも調査対象が3反以上。

(4番委員)

その差額いうことで理解しとけばいい。

(会長)

他にはないでしょうか。

(11番委員)

はい。

(会長)

どうぞ。

(11番委員)

ページをめくって、担い手の農地の利用集積集約化のところ、考え方なんですけど、1番のですね平成31年4月現在、これまでの集積面積465.2。で、下の令和元年度の目標及び実績、集積実績452.7落ちてるわけですね。これが12.5ヘクタール少なくなってるんですが、下の452.7の集積実績のうちの新規実績が24ヘクタールという形になってますので、上の465.2から下の452.7まで下がって新規実績が24ということはですね、36.5新規があったということになるんですかね。

(主任)

数字で言えばそのように。

(14番委員)

そのようになるんですね。で、新しく今年度の目標のところで見ると、今までの集積がこの452.7になっておるんですけども、令和2年度の目標が480になりますね。で、その差額、27.3が新規集積面積にならざるを得ないんですけど、実態は減りますよね。後でも聞くんですが、実際にはこの新規集積面積27.3ぐらいじゃあこの目標は達成できないという事になりませんか。

(局長)

現状の流れから見ると追いつかないという。

(11番委員)

という事になりますよね。で、これ何で減るんですか。

(局長)

転用で減るんじゃないん。

(14番委員)

転用で減るん。

(3番委員)

多分、農地でなくなってる部分。それだけじゃあないか。

(14番委員)

返すのもあるんかな。

(3番委員)

そうですね。

(14番委員)

それをちょっと理解しとかんといけんなあと思って。

(3番委員)

今後の原因をね。

(14番委員)

数字がこう判然とせんので。

(14番委員)

これまでの集積面積が465.2なのに、何で今度は集積実績が452.7に落ちるんかなと。

(3番委員)

返さんにしても認定農以外が借りたらそっちになるんじゃないろうか。

(14番委員)

ということは返す言う事よ。返して他の人が借りる言うことよ。

(3番委員)

そう、そう、そう。

(2番委員)

認定農業者じゃなかったら減るいうことじゃ。

(14番委員)

訳のわからん数字になるなあこりゃあ。

(局長)

現状の作付け、そういうこととはちょっと違う、解釈というか。

(14番委員)

意味があるのかなあ思うて。で、ちょっと質問しました。

(会長)

他にはないでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

それではお諮りいたします。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、報告の通りに決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、報告の通りに決定いたしました。

続きまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局から説明願います。

(主任)

**【令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明】**

(会長)

委員の方から、質問、意見等はありませんか。

(7番委員)

すいません。3番の新たな農業経営の所ですが、31年度になっとんですけど、実績の方は令和元年で、どちらでもいいんでしょうか。

(主任)

表がそうになっているんですけど、直しておきます。

(会長)

それでは、お諮りをいたします。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、報告の通り決定することによろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、報告の通り決定いたしました。

なお、この後活動計画等は総社市ホームページ等で掲載をいたします。

他に委員の方から報告等はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは事務連絡をお願いいたします。

(主任)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【活動計画簿について】

(主査)

【農地の借上げ希望について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様ご苦労さまでございました。だいぶ暑くなってきましたし、農作業の方もこれから田植えの準備、それと田植えも始まりまして、忙しくなると思います。また、コロナウィルスもまだ収束の見込みが立っていないような状態でございます。健康には十分留意されて農作業に励んでいただきたいと思います。本日はご苦労様でした。

**閉会 午後3時21分**